

東京都板橋区障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(令和4年6月16日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）内に事業所を有する指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに区内の指定障害児入所施設等の設置者（以下「事業者」という。）が板橋区長（以下「区長」という。）に報告する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の18に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表制度（以下「事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、区とする。ただし、適切な事務運営が可能であり、当該事業を実施するに相応しい中立的かつ公共性のある法人に対して委託することができる。

(実施内容)

第3条 区長は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について公表する。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合は、必要な限度において、当該報告をした事業者に対し、当該報告の内容を調査することができる。

(情報の公表を行うサービスの種類)

第4条 情報の公表を行うサービス（以下「公表サービス」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 障害児通所支援（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援をいう。）

(2) 障害児相談支援

(3) 障害児入所支援（指定福祉型障害児入所施設又は指定医療型障害児入所施設に限り、指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

(報告内容)

第5条 事業者が法第33条の18第1項の規定に基づき区長に報告する内容は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 第6条に定める基準日前に情報公表対象支援（法第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）を提供している事業者児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）別表第2に掲げる事項（以下「基本情報」という。）及び規則別表第3に掲げる事項（以下「運営情報」という。）に関するもの

(2) 第6条に定める基準日以降、情報公表対象支援の提供を開始しようとする事業者 基本情報に関するもの

(3) すべての事業者 次に掲げる事項に関するもの（以下「経営情報」という。）

- ア 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
- イ 事業所又は施設の収益及び費用の内容
- ウ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- エ その他必要な事項

2 前項に定める報告内容は、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を実施する事業者で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との区分が困難な場合には、当該事業に係る部分を除外せずに報告できるものとする。

3 第1項第3号に定める経営情報として報告する財務状況の資料は、直近の事業年度を終えた時点で作成した財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））とする。ただし、会計基準上求められていない等の事情がある場合には、資産、負債及び収支の内容が確認できる簡易な計算書類により報告できるものとする。

（障害福祉サービス等情報の基準日）

第6条 障害福祉サービス等情報の基準日は、当該年度の4月1日とする。

（報告の方法）

第7条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて、区長へ報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告ができないやむを得ない事情等がある場合は、文書等により報告できるものとする。

（報告単位）

第8条 事業者は、第5条に定める内容を障害福祉サービス等事業所単位で区長へ報告するものとする。ただし、第5条第1項第3号に定める経営情報の報告について、事業所ごとの会計区分を行っていない等やむを得ない場合には、法人単位で報告できるものとする。

（報告期間及び期限）

第9条 第5条に定める内容の報告期間及び期限は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第5条第1項第1号に定める事業者 当該年度の5月1日から7月末日まで
- (2) 第5条第1項第2号に定める事業者 当該事業者の指定を受けた日から1か月を経過する日まで
- (3) 第5条第1項第3号に定める事業者 毎会計年度終了日の翌日から3か月以内（なお、令和6年度の決算情報については、令和8年3月31日までに区長へ報告を行うものとする。）

（公表の時期）

第10条 区長は、第7条の規定により報告された障害福祉サービス等情報を当該年度の9月以降に順次、公表システムにより公表する。

(変更等の報告)

第11条 事業者は、障害福祉サービス等情報のうち、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ並びにメールアドレスについて変更があったときは、その都度公表システムにより報告するものとする。

2 前項に規定する情報以外の障害福祉サービス等情報については、年1回報告するものとする。

(調査)

第12条 区長は、公表を行うため必要と認める場合には、法第33条の18第3項の規定に基づき調査を実施する。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第13条 事業者は、区長から法第33条の18第4項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた場合には、区長の指示により是正を行った障害福祉サービス等情報について区長に報告するものとする。

(苦情等の対応)

第14条 公表されている障害福祉サービス等情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、福祉部障がい政策課に置く。

2 区長は、公表情報に関する利用者等からの苦情等があったときは、事業者に対する照会等を行い、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者からの訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。